

晴れやかな秋風が広がる季節となりました。
皆様におかれましては、ますますのご活躍、何よりと存じます。
お体にご留意されて、実りの秋を存分にご満喫ください。

10月の税務

10日(金)

- ・9月分の源泉所得税
- ・住民税特別徴収税額の納付

31日(金)

- ・8月決算法人の申告と納税
- ・2月決算法人の中間申告と納税
- ・2月、5月、11月決算法人の消費税の
3ヶ月ごとの中間申告
- ・9月分社会保険料納付



令和7年度 最低賃金改定の目安について

厚生労働省より、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

64円アップ：青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、
宮崎、鹿児島、沖縄

63円アップ：埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、北海道、宮城、福島、
茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、
滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡

上記の改定の目安を基に、**各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定**することとなります。
目安どおりに引き上げが行われるとは限りません。

改定は**10月から都道府県どこに随時変更**になりますので、従業員への周知と、
給与計算システムの改修など、早めの準備を心がけましょう。
詳細な改定額については、厚生労働省や各都道府県労働局の情報をこまめに確認してください。

インボイス制度・経過措置の変更が近づいています

インボイス制度が開始されてから、
間もなく丸2年が経過しようとしています。

多くの事業者様が対応に追われたことと存じます。

さて、現在適用されている免税事業者からの
仕入税額控除に関する経過措置ですが、
制度上、段階的に控除割合が縮小されることになっており、
最初の変更時期が約1年後に迫ってまいりました。

具体的には、現在認められている「8割控除」が、

2026年10月1日より「5割控除」へと変更されます。

例えば、免税事業者に消費税1万円込みの11万円を支払った場合、
現在は8,000円を仕入税額控除できていますが、

2026年10月1日以降は5,000円しか控除できなくなります。

この変更は、今後の資金繰りや損益にも影響を与える可能性があります。

免税事業者との取引が多い事業者様は、特にご注意ください。

HAPPY HALLOWEEN

Instagramを
スタッフが
毎日更新
しております。
お時間がある時に
是非ご覧に
なってください!



URANOKAIKEI

紹介キャンペーン

当事務所では、紹介していただける
法人・個人事業主様を募集しております。

紹介して頂いたお客様には、
法人様をご紹介して頂ければ50,000円、
個人事業主様には30,000円の
Amazonギフトカードを
プレゼントいたします!

※紹介先のお客様が
顧問契約の場合に限ります。
※詳しくはお問い合わせください。

